

ID: 903

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	特定建設作業に係る振動防止方法の改善命令		
法令名称 根拠条項	振動規制法 第15条第2項		
法令番号	昭和51年法律第64号		
【基準】 法第15条第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令) 第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日